

令和 2 年 2 月 1 2 日 提出

# 定例教育委員会会議議案

木更津市教育委員会

# 木更津市教育委員会会議日程

開 会 令和2年2月12日(水) 午後1時00分

1 開 会 宣 言

2 会議録署名人の指名 井上 美鈴 委員

3 前回会議録作成の報告 高澤 茂夫 教育長 ・ 豊田 雅之 委員

4 付 議 議 案

5 報 告 事 項

(1) 報 告 第 1 号 <sup>専決事項の報告について</sup>  
木更津市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令に  
ついて(2P)

6 そ の 他

7 閉 会 宣 言

報告第1号

専決事項の報告について

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第9条第1項の規定により、別紙のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月12日提出

木更津市教育委員会教育長 高 澤 茂 夫

教育長の専決

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第9条第1項の規定により、次のとおり専決する。

令和元年12月9日

木更津市教育委員会教育長 高 澤 茂 夫

専決第4号

木更津市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令について  
別紙のとおり

木更津市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年12月 日

木更津市教育委員会教育長 高 澤 茂 夫

木更津市教育委員会訓令第 号

事 務 局

各教育機関

木更津市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

木更津市教育委員会事務専決規程（昭和61年木更津市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「文書」の次に「及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」を加える。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

新旧対照表

○木更津市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

新	旧
<p>木更津市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令 昭和61年4月23日 教育委員会訓令第1号</p> <p>(代決の原則)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 事務を代決したときは、慣例のあるもの及び重要でないものを除き、事後において速やかにその文書及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を上司の閲覧に供さなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>木更津市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令 昭和61年4月23日 教育委員会訓令第1号</p> <p>(代決の原則)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 事務を代決したときは、慣例のあるもの及び重要でないものを除き、事後において速やかにその文書を上司の閲覧に供さなければならない。</p> <p>3 略</p>